

F－15 戦闘機の墜落事故に関する意見書

去る5月28日午前8時43分ごろ、沖縄本島の東約126キロメートルの米軍訓練海域上で、嘉手納基地所属のF－15戦闘機1機が墜落する事故が発生した。

事故現場海域の周辺は好漁場となっており、一歩間違えば操業中の漁業者を巻き込む大惨事を引き起こしかねないものであり、県民に大きな不安と恐怖を与えてい る。

F－15戦闘機については、平成14年8月及び平成18年1月に海上へ墜落する事故など、これまでに9件の墜落事故があり、また、ことし4月には普天間飛行場所属のCH－53E型ヘリコプターが韓国北部で訓練中に着陸に失敗し、墜落炎上する事故が起きたばかりであり、米軍における航空機の整備・点検のあり方等に問題があると疑わざるを得ない。

本市議会は、米軍機事故の都度、事故原因の究明及び再発防止策の徹底を米軍及び関係機関に対し、再三再四強く申し入れてきたにもかかわらず、またしてもこのような重大な事故を起こしたこと、さらに事故原因が明らかにされないまま事故発生2日後には飛行を再開し、今月14日までに7回も緊急着陸していることは、県民を愚弄するものであり、断じて容認できるものではない。

よって、本市議会は、市民・県民の尊い生命及び財産並びに安全・安心な生活を守る立場から、今回のF－15戦闘機の墜落事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 事故原因の徹底究明と対策の公表がなされるまで、同型機の飛行を即時中止すること。
2. 実効性のある防止策として、すべての米軍機の一斉点検及び整備を行うこと。
3. F－15戦闘機部隊の撤退を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月24日

沖縄県宜野湾市議会

宛先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長